

昭和五十二年自治省令第三号

消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令

消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十一年政令第三百一十一号）附則第二項及び危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十一年政令第三百一十一号）附則第二項の総務省令で定める消防用機械器具等、技術上の基準の特例及び期間並びに危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十一年政令第三百一十一号）附則第二項の総務省令で定める消防設備等、技術上の基準の特例及び期間は、次の表に定めるところによるものとする。

消防用機械器具等又は消火設備等

消火器	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和三十九年九月十七日以前の消火器の規格に係る型式承認を受けているもの	昭和三十九年九月十七日以後昭和四十五年一月一日以前の消火器の規格に係る型式承認を受けているもの	技術上の基準の特例	当該消火器が製造されたときにおける消火器の規格に適合すること。	三年	酸アルカリ消火器、強化液消火器及び泡消火器（以下「酸アルカリ消火器等」という。）にあつては、三年
-----	--	---	-----------	---------------------------------	----	--

消火器	昭和三十九年九月十七日以後昭和四十五年一月一日以前の消火器の規格に係る型式承認を受けているもの	昭和三十九年九月十七日以後昭和四十五年一月一日以前の消火器の規格に係る型式承認を受けているもの	技術上の基準の特例	当該消火器が製造されたときにおける消火器の規格に適合すること。	三年	水消火器、二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び粉末消火器（以下「水消火器等」という。）にあつては、六年
-----	---	---	-----------	---------------------------------	----	---

消火器	昭和四十五年一月一日以後昭和四十九年一月一日以前の消火器の規格に係る型式承認を受けているもの	昭和四十五年一月一日以後昭和四十九年一月一日以前の消火器の規格に係る型式承認を受けているもの	技術上の基準の特例	当該消火器が製造されたときにおける消火器の規格に適合すること。	三年	酸アルカリ消火器等にあつては、九年
-----	--	--	-----------	---------------------------------	----	-------------------

泡消火薬剤	昭和五十一年一月一日前に製造されたもの	昭和五十一年一月一日前に製造されたもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該泡消火薬剤が製造されたときにおける泡消火薬剤の規格に適合すること。	十四年	水消火器等にあつては、十二年
-------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------------------------	-----	----------------

動力消防ポンプ	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和五十一年一月一日以前の動力消防ポンプの規格に係る型式承認を受けているもの	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和五十一年一月一日以前の動力消防ポンプの規格に係る型式承認を受けているもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該動力消防ポンプが製造されたときにおける動力消防ポンプの規格に適合すること。	十年	感知器にあつては、十五年
---------	---	---	---------------------	---	----	--------------

火災報知設備	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和三十九年四月十五日前の火災報知設備に係る規格に適合しているもの	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和三十九年四月十五日前の火災報知設備に係る規格に適合しているもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該火災報知設備の感知器、発信機又は受信機が製造されたときにおける火災報知設備に係る規格に適合すること。	十五年	感知機にあつては、十五年
--------	--	--	---------------------	--	-----	--------------

漏電火災警報器	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和四十四年四月二十四日以前の漏電火災警報器に係る規格に適合しているもの	昭和三十九年一月一日前に製造されたもの及び昭和四十四年四月二十四日以前の漏電火災警報器に係る規格に適合しているもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該漏電火災警報器が製造されたときにおける漏電火災警報器に係る規格に適合すること。	五年	感知機にあつては、二十年
---------	---	---	---------------------	---	----	--------------

閉鎖型スプリンクラーヘッド	昭和二十四年十二月二十九日以後昭和四十年六月一日前に製造されたもの	昭和二十四年十二月二十九日以後昭和四十年六月一日前に製造されたもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該閉鎖型スプリンクラーヘッドが製造されたときにおける閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格に適合すること。	四十年	感知機にあつては、二十年
---------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------	---	-----	--------------

金属製避難はしご	昭和四十年六月一日前に製造されたもの	昭和四十年六月一日以後昭和五十年七月二十八日以前の金属製避難はしごの規格に係る型式承認を受けているもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該金属製避難はしごが製造されたときにおける金属製避難はしごの規格に適合すること。	七年	感知機にあつては、二十年
----------	--------------------	---	---------------------	---	----	--------------

緩降機	昭和四十年六月一日前に製造されたもの	昭和四十年六月一日以後昭和五十年七月二十八日以前の金属製避難はしごの規格に係る型式承認を受けているもの	消防庁長官が定める基準に適合すること。	当該緩降機が製造されたときにおける緩降機の規格に適合すること。	十一年	感知機にあつては、二十年
-----	--------------------	---	---------------------	---------------------------------	-----	--------------

昭和四十年六月一日以後昭和四十八年十一月一日前の緩降機の規格に係る型式承認を受けているもの  
昭和四十年六月一日以後昭和四十八年十一月一日前の緩降機の規格に適合する二十五

注一 型式承認とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の型式承認をいう。

二 規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格又は消防法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十八号）による改正前の消防法第十九条第一項の規定により勧告された規格をいう。

三 期間は、昭和五十二年三月一日から起算するものとする。

**附 則**

この省令は、昭和五十二年三月一日から施行する。

**附 則**（平成九年二月一八日自治省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十二年九月一四日自治省令第四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。